役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本財団の定款第18条及び第37条の規定に基づき、役員 及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的 とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法 人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と 透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 評議員とは、定款第15条に基づき置かれる者をいう。
 - (3) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものとする。
 - (4) 費用とは、交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 本財団は、役員に対し理事会出席等、必要の都度、定額の報酬を支払 うことができる。
 - 2 評議員には、評議員会出席等、必要の都度、定額の報酬を支払うことができる。
 - 3 本財団は、役員及び評議員に対し賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬額)

第4条 役員及び評議員に対する報酬額は、一人1日当たり3万円(源泉所得税控除後の金額)を限度とする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名 義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第6条 本財団は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって支出し、又は 負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払う ものとする。また前払いを要するものについては前もって支払うもの とする。 (公表)

第7条 本財団はこの規程を、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の変更)

第8条 この規程の変更は、評議員会の決議により行うものとする。

附則1 この規程は、本財団の設立登記の日から施行する。

附則 2 この規程は、平成 27 年 3 月 11 日をもって改定する。